

木更津市自転車駐車場指定管理者に関する仕様書

木更津市自転車駐車場指定管理者が行う業務の内容等は、この仕様書による。

1 趣旨

この仕様書は、木更津市自転車駐車場の指定管理者が行う業務の内容等について、必要な事項を定めるものとする。

2 木更津市自転車駐車場の管理に関する基本的な考え方

- (1) 住民及び利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (2) 個人情報の保護に関する措置を講ずること。
- (3) 管理運営費の削減に努めること。
- (4) 利用率の向上を図るとともに、効率的運営を行うこと。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 駐車場の管理
- (2) 駐車場内の巡回
- (3) 年間利用登録の受付（事前受付を含む）・点検・調査業務及び料金の収受
- (4) 年間利用登録の変更受付業務
- (5) 保管自転車の引渡し
- (6) 一回利用料金の収受（市への納金を含む）
- (7) 無断駐車者への指導
- (8) 駐車場内外の清掃

4 管理時間等

月～土曜日（午前 6：00～午後 6：00）

〔ただし、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く〕

5 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

6 指定管理業務に関する経費について

- (1) 木更津市が支払う指定管理料は次の額を上限額とし、災害等の特別な場合を除き原則として増額しない。ただし、額の変更等を行う場合は、市と指定管理者との協議により定めるものとする。

指定期間総額 62,057 千円（消費税及び地方消費税相当額込み） 以内

上記金額は、消費税率及び地方消費税率を 10% として算定

- (2) この指定管理料には、人件費、消耗品費、修繕費（設備修繕単年度あたり 10 万円）、印刷製本費（利用の手引き、申請書、登録証及び登録シール等）、光熱水費、通信運搬費、委託費等の管理運営及び自主事業に係る経費を含むものとする。
- (3) 指定管理料は、各年度の各月毎に適正な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。
- (4) 指定管理料の精算は、次の場合を除き、原則行いません。
 - ① 予定していた事業が実施されなかった場合
 - ② 消費税率改正の適用時期が変更された場合

③ 電気受給契約の変更等により、大幅な影響が生じた場合

7 職員の配置について

- (1) 木更津駅東口に1人、木更津駅西口に1人、岩根駅西口に1人、管理人を原則配置すること。
- (2) 利用者が集中する時間帯においては、管理人のみでは対応しきれない場合があるため、補助者をつける等、職員の配置やローテーションに十分配慮すること。
木更津駅東口については、自転車整理要員を適宜配置する。
- (3) (1)、(2)の他、業務を遂行するのに必要な職員を配置すること。
- (4) 職員に対し、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

8 事故発生時の対応

駐車場内において事故等が発生した場合は、警察や消防に連絡するなど適切に対応し、市に対して報告すること。

9 災害発生時における対応

- (1) 管理業務の遂行にあたっては細心の注意を払い、事故等の緊急事態発生時には、直ちに応急措置をとるとともに市に報告し、指示を受けなければならない。また、大雨、大雪等の事前に把握が可能な異常気象については、その情報把握に努め、自転車駐車場の安全確保に努めること。
- (2) 震災等の事前に把握が困難な災害が発生した場合は、自転車駐車場施設の被災状況を把握するとともに、市に報告し指示を受けなければならない。
- (3) 自転車駐車場内において、事故、火災、事件等が発生した場合は、速やかに市及び関係機関へ連絡し対応すること。
- (4) 緊急時連絡体制は情報の伝達が途切れることがないように留意すること。

10 整理手数料について

指定管理者は、木更津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成14年木更津市条例第32号）第13条の規定により駐車料金を徴収し、市に納付するものとする。この場合において、徴収及び納付の方法については、木更津市財務規則（昭和62年木更津市規則第1号）に定めるところによる。

また、徴収した駐車料金に還付が発生したときは、その旨を速やかに市に報告するものとする。

11 指定管理者の危険分担等

- (1) 管理運営業務に関し、指定管理者の故意又は過失によって、木更津市自転車駐車場の施設、付属設備及び物品が損傷等した場合、又は、利用者に事故があった場合は、木更津市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償を行う。

この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は、指定管理者に対して求償します。

- (2) 管理運営業務を行うにあたり、想定される費用等の分担については、「リスク分担表」（別紙1）のとおりとする。

12 保険の加入について

- (1) 指定管理者は、管理業務の執行にあたって利用者や第三者へ損害を与えた場合、また、独自の事業を運営する場合（自主事業）における事故があった場合は、賠償補償責任を

負うものとする。そのため、指定管理者は、原則として、「施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付き）」に加入し、当該保険からの保険金の支払によって、被害者への損害賠償責任や市からの求償に対応すること。

なお、当該保険への加入については、指定管理者を記名被保険者、市が追加被保険者、利用者及び第三者を保険金請求者として、指定管理者が加入を行うとともに、市が加入している保険内容を精査し、重複しないよう設計すること。

(2) 「市が加入している保険内容」については下記のとおりである。

(令和7年4月1日現在)

ア 全国市長会 市民総合賠償保険 1型F型

※この保険は、市に賠償責任が発生した場合に市の責任部分が本保険の適用となるだけでなく、地方自治法の規定により指定管理者に施設の管理を行わせた場合には指定管理者そのものを被保険者とみなし、市の責任と同様に指定管理者の責任部分についても本保険の対象となる。

ただし、施設内で指定管理者が独自の事業を運営する場合（自主事業）でその運営上もたらされる賠償責任や事務を外部へ委託した場合における受託者の賠償責任などは、本保険の対象外となる。（「全国市長会」市民総合賠償保険の手引き」参照）

イ 保証金額・契約類型

			賠償責任保険	補償保険
支払限度額	身体賠償	1名につき	2億円	対象外
		1事故につき	20億円	
	財物賠償	1事故につき	2,000万円	
	個人情報漏えいによる損害賠償	保険期間中	2億円	
	個人情報漏えいによる対応費用	1事故につき	1,000万円 年間3,000万円	
免責金額 (自己負担額)	1事故につき		なし	

(3) 指定管理者は、当該保険契約の締結後速やかに、上記(1)に定める保険契約書及び保険証書の写しを、市に提出するものとする。

13 管理運営等に関する諸報告に関すること。

- (1) 使用許可の状況及び現金出納の状況を月単位に集計し報告をすること。
- (2) 施設管理に関する保守点検等の実施計画を提出すること。
- (3) 1日の業務が終了したときは、別に定める様式により報告すること。

14 指定の取消について

(1) 指定管理者が行う管理運営の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部又は一部の停止を命じることがある。

- ① 管理運営する施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- ② 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応

じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

- ③ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
 - ④ 当該施設の指定管理者募集要項に定める資格要件を失ったとき
 - ⑤ 申込時に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
 - ⑥ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
 - ⑦ 指定管理者の指定管理業務以外における法令違反等により、管理業務を継続させることが社会通念上著しく不適当と判断されるとき
 - ⑧ 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
 - ⑨ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
 - ⑩ 指定管理者から、指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
 - ⑪ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
 - ⑫ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき
- (2) 前事項について、指定管理者の責に帰する事由によって取消しまたは停止となった場合は、市は指定管理者に対して、違約金及び損害賠償を請求する。

15 法人格等変更時の取扱い

指定管理者に指定された団体が、団体の合併やNPO等の法人の法人格取得等、団体の法人格に変更が生じた場合は、原則、指定管理者を再指定することとする。

ただし、団体の名称のみが変更された場合等、団体として同一性が保持されている場合には、再指定の手続きを要しない。

16 公の施設の大規模な増改築等の取扱い

指定管理者が管理を行っている公の施設について、設置条例の改正を行い管理基準及び業務の範囲が大幅に変更となるような増改築等を実施する場合には、当該条例改正とともに、適正な施設管理を担保するため、原則、指定管理者を再指定することとする。

17 業務検査の実施について

- (1) 木更津市は、指定管理者の業務に対する適正な評価及び改善指導等を行うため、「木更津市自転車駐車場指定管理者モニタリング実施方針」（別紙2）に基づき、以下のモニタリングを行うものとする。日常モニタリング
- (2) 定期モニタリング
- (3) 臨時モニタリング
- (4) 第三者によるモニタリング

18 モニタリング結果に基づく改善指導・命令等

木更津市は、各モニタリングの結果、改善すべき事項があった場合は、文書によりその是正又は改善を指示するものとする。

指定管理者が、当該指示に従わない場合又は市が指定する期日までに是正等を行わない場合は、文書により指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の

停止を命じることができるものとする。

なお、このモニタリングの結果については、次回の指定管理者設定の際に加減点を行うことができるものとする。

19 モニタリング結果の公表

モニタリング結果、それに対する指示、意見箱等に投函された意見等については、木更津市が必要と認めた場合はホームページ、広報誌等で公表するものとする。

20 その他本施設の管理運営に必要な事項について

(1) 個人情報の保護

指定管理者は、木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年木更津市条例第17号）第13条の規定により、本施設の管理運営を行うにあたって取り扱う個人情報を保護するため、当該個人情報を適正に取り扱う義務が課せられることとなるが、個人情報の適正な取扱いの具体的内容については、木更津市の基準に準じて、適正な個人情報取扱手続等に関する規程類を整備すると共に、個人情報の収集、管理、開示等の個別事項に関して協定により定め、これにより個人情報の保護を図ること。個人情報に関して滅失、き損、漏えい等の不適切な取り扱いがあったときは、遅滞なく市に報告すること。

(2) 情報公開に関する措置

指定管理者は、施設管理の透明性を高めるため、自らの基本方針、運営状況、財務状況等の情報の公開に関して規程類を整備すると共に、必要な事項に関して協定により定め、市が木更津市情報公開条例（平成12年木更津市条例第4号）に基づき行う情報の公開に留意しつつ、適正な運用を図ること。

(3) 利用者からの要望・苦情についての対策

施設利用者から寄せられる要望、苦情に適切に対応するため、対応マニュアルを作成し、職員に指導を行うと共に、要望、苦情の受付窓口を設けること。

(4) 事務引き継ぎ

指定期間開始前に旧管理団体と事務の引き継ぎを行い、本施設の管理運営をスムーズに行い、本施設の管理運営を引き継ぐときは、指定期間内に誠実に行うこと。

(5) インボイス制度への対応

インボイス制度に対応できるよう、指定管理者において適格請求書（インボイス）発行事業者の登録を行い、請求者からの請求に対し、適切に対応すること。

21 この仕様書に定めない事項については、木更津市と協議するものとする。